

写

医 政 第 305 号
平成 30 年 12 月 17 日

各病院の管理者 様

静岡県健康福祉部長
(公印省略)

医療機能情報提供制度に基づく「医療ネットしずおか」
定期報告の実施について (依頼)

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民が病院、診療所及び助産所 (以下「医療機関」という。) を適切に選択できるよう、医療法及び医療機能情報提供制度実施要領に基づき、医療機関から報告された医療に関する情報 (以下「医療機能情報」という。) を「医療ネットしずおか」のホームページで公表し、情報を毎年度更新しています。

については、「医療ネットしずおか」の情報更新のため、貴院の状況を下記により報告くださるようお願いいたします。

記

- 1 情報の時点 : 平成 30 年 12 月 1 日時点
- 2 報告内容及び方法 : 別紙「定期報告の留意事項」を参照
- 3 報告期限 : 平成 31 年 1 月 31 日 (木)
- 4 留意事項
 - (1) 医療機関には、医療法第 6 条の 3 により医療機能情報の報告及び閲覧が義務付けられていますので、期限内に必ず報告するとともに、当該事項を記載した書面を病院内に掲載してください。
 - (2) 今回の報告は、医療法に基づく許可申請や届出とは異なりますので、許可申請や届出が必要な場合は、別途、保健所へ申請等を行ってください。
 - (3) 「医療ネットしずおか」の基本情報に変更があったときは、年 1 回の定期報告にかかわらず、変更の都度、速やかに報告してください。
 - (4) 平成 30 年 4 月 1 日時点の医療機関名簿に基づいて通知をしています。休止中又は既に廃止した医療機関については、報告の必要はありません。
 - (5) パスワード等のお問合せは、ファックスで所管の保健所へお願いします。(別紙「定期報告の留意事項」の 4 ページを御参照ください。)
 - (6) 平成 29 年度から、電子メールで依頼していますことを御承知おきください。
- 5 照会窓口等 : 別添「お問合せ先一覧」のとおり

写

医政第305-2号
平成30年12月17日

各診療所、助産所の管理者様

静岡県健康福祉部長
(公印省略)

医療機能情報提供制度に基づく「医療ネットしずおか」
定期報告の実施について(依頼)

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民が病院、診療所及び助産所(以下「医療機関」という。)を適切に選択できるよう、医療法及び医療機能情報提供制度実施要領に基づき、医療機関から報告された医療に関する情報(以下「医療機能情報」という。)を「医療ネットしずおか」のホームページで公表し、情報を毎年度更新しています。

ついては、「医療ネットしずおか」の情報更新のため、貴医療機関の状況を下記により報告をお願いいたします。

記

- 1 情報の時点 : 平成30年12月1日時点
- 2 報告内容及び方法 : 別紙「定期報告の留意事項」を参照
- 3 報告期限 : 平成31年1月31日(木)
- 4 留意事項
 - (1) 医療機関には、医療法第6条の3により医療機能情報の報告及び閲覧が義務付けられていますので、期限内に必ず報告するとともに、当該事項を記載した書面を診療所内に掲載してください。
 - (2) 今回の報告は、医療法に基づく許可申請や届出とは異なりますので、許可申請や届出が必要な場合は、別途、保健所へ申請等を行ってください。
 - (3) 「医療ネットしずおか」の基本情報に変更があったときは、年1回の定期報告にかかわらず、変更の都度、速やかに報告してください。
 - (4) 平成30年4月1日時点の医療機関名簿に基づいて通知をしています。休止中又は既に廃止した医療機関については、報告の必要はありません。
 - (5) パスワード等のお問合せは、ファックスで所管の保健所へお願いします。(別紙「定期報告の留意事項」の4ページを御参照ください。)
- 5 照会窓口等 : 別添「お問合せ先一覧」のとおり

お問合せ先一覧

【システム操作に関するお問合せ先】

「医療ネットしずおか」ヘルプデスク

設置期間：平成30年12月20日(木)～平成30年12月28日(金)
平成31年1月4日(金)～平成31年1月31日(木)
(土日・祝日を除く)

対応時間：9:30～12:00 13:00～17:00

電話番号：050-5547-2799 (専用ヘルプデスク)

【パスワード等のお問合せ先】

※機関コードやパスワードを紛失された場合は、FAXで所管の保健所へ問合せをお願いします。

保健所名	所在地	電話番号 (FAX 番号)	所管市町
賀茂保健所 地域医療課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2052 (0558-24-2169)	下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町
熱海保健所 総務課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9107 (0557-82-9131)	熱海市、伊東市
東部保健所 地域医療課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2076 (055-920-2194)	沼津市、三島市、裾野市、 伊豆市、伊豆の国市、 函南町、清水町、長泉町
御殿場保健所 医療健康課	〒412-0039 御殿場市竈 1113	0550-82-1224 (0550-82-4345)	御殿場市、小山町
富士保健所 医療健康課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2659 (0545-65-2288)	富士市、富士宮市
静岡市保健所 生活衛生課	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3159 (054-209-0540)	静岡市
中部保健所 地域医療課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9273 (054-644-4471)	島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、 川根本町
西部保健所 地域医療課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2793 (0538-37-2224)	磐田市、掛川市、袋井市、 湖西市、御前崎市、 菊川市、森町
浜松市保健所	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目 11-2	053-453-6135 (053-453-6124)	浜松市
保健総務課			
浜北支所	〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢 3000	053-585-1172 (053-585-3671)	
医療政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2417 (054-221-3291)	

定期報告の留意事項

1 情報の時点 平成 30 年 12 月 1 日時点

2 報告期限 平成 31 年 1 月 31 日(木)

3 報告をはじめ前の注意事項

(1) 報告方法

- ・報告は原則として『医療ネットしずおか』(<http://www.gg.pref.shizuoka.jp/>)にログインし、オンラインで報告してください。
- ・報告された情報は、原則としてそのまま公表しますので、正確に入力してください。
- ・平成 30 年 11 月 30 日(金)からホームページのデザイン等の一部を変更していますが、報告に関するシステムの仕様や報告項目に変更はありません。

(2) ログイン方法

- ・『医療ネットしずおか』のトップメニューの右下にある「関係者ログイン」からログインのうえ、作業してください。
- ・ログインには、「機関コード」と「パスワード」が必要です。これらを忘れてしまった場合は、4 ページを御参照ください。

(3) マニュアル

- ・入力にあたっては、ログイン後の関係者メニューの『お知らせ内』に、「定期報告マニュアル」を掲載しておりますので、参照してください。

4 報告方法

(1) オンラインでの報告(簡易フローチャート P 5、6を参照)

『医療ネットしずおか』には、既に報告されている内容が表示されています。

このため、変更又は新規入力すべき箇所を入力してください。

ただし、2 ページ「5 報告事項(1)」の項目については、前年度(平成 29 年度)実績、又は本年 12 月 1 日時点の内容にする必要があるため、必ず入力してください。

(2) やむを得ず紙の報告票による報告をする場合

インターネットを利用できない医療機関に限り、紙の報告票による報告が可能です。紙の報告票で報告する場合は、あらかじめ、保健所(別添のお問合せ先一覧を参照)に申し出て、報告票を受け取ってください。

受け取った報告票の記載事項のうち、変更又は新規入力が必要な箇所を朱書きで追加・訂正し、保健所に持参又は郵送してください。

5 報告事項

(1) 必ず入力しなければならない項目

以下の項目については、内容変更の有無に関わらず必ず入力してください。

■病院

5. 医療機関の特長（各種指定）、個室料金・クレジットカードの取り扱い
 - (3) 治験の実施について
6. 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類
 - (3) 対応することができる疾患・治療の内容
7. 医療の実績、結果に関する事項
 - (1) 医療機関の人員配置
 - (2) 看護師の配置状況
 - (7) 患者数及び平均在院日数

■診療所

5. 医療機関の特長（各種指定）、個室料金・クレジットカードの取り扱い
 - (3) 治験の実施について
6. 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類
 - (2) 対応することができる疾患・治療の内容
7. 医療の実績、結果に関する事項
 - (1) 診療所の人員配置
 - (2) 看護師の配置状況
 - (7) 患者数及び平均在院日数

■歯科診療所

6. 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類
7. 医療の実績、結果に関する事項
 - (1) 歯科診療所の人員配置
 - (4) 患者数

■助産所

7. 医療の実績、結果に関する事項
 - (1) 助産所の人員配置
 - (2) 分娩取扱数

■病院、診療所、歯科診療所、助産所

1. 連絡担当者
『連絡先 FAX 番号』、『電子メールアドレス』、『災害時連絡先電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス』

※「連絡先 FAX 番号」、「電子メールアドレス」に登録されたメールアドレス等に、制度改正や緊急を要する国（厚生労働省等）からの情報を、必要に応じ県から一斉に送信することがあります。また、「災害時連絡先電話番号」等は、災害時の緊急連絡用として利用しますので、情報の受信が可能な連絡先を入力すると共に、定期的に連絡先の確認及び見直しを行ってください。

(2) その他の項目について

- ・(1) 以外の項目は、今回の報告にかかわらず、内容に変更があったときに、随時入力をしていただく必要があります。
- ・特に、『医療ネットしずおか』の「基本情報」に変更があったときは、年1回の報告にかかわらず、変更の都度、速やかに報告してください。
- ・未入力のものがある場合は、この機会に入力してください。

＜特に、変更がないか確認していただきたい項目＞

●診療科目ごとの診療日及び診療時間（外来受付時間）

●休診日

※年末年始やお盆期間等について、掲載されている診療日や診療時間と異なる場合は、「外来受付時間等に関する特記事項」の欄にその旨を入力することができますので、あらかじめ決まっている場合は、できるだけ入力してください。また、その際、あわせて「その他の休診日」の欄にも年末年始、お盆等休診日として設定されている日を入力してください。

●案内用のホームページアドレス及び電子メールアドレス

注意！！ 未報告の医療機関について

- ・これまでに一度も報告をしていない医療機関は、『医療ネットしずおか』に基本的な情報以外の情報が表示されていませんので、未入力となっている全ての項目について、至急報告作業を行ってください。

6 その他注意事項

- (1) 医療機能情報は、医療機関において患者等が閲覧できるようにしてください。

閲覧に供する情報は、「医療ネットしずおか」から印刷することができます。

印刷方法 ①更新履歴情報一覧 ②報告名の右にある「表示」を選択
③揭示用印刷ボタンをクリック

- (2) 今回の報告は、医療法に基づく許可申請や届出とは異なりますので、許可申請や届出が必要な場合は、別途、保健所へ申請等を行ってください。
- (3) 企業内診療所や特別養護老人ホーム内に設けられた診療所などで、「外来区分」が、『企業内診療所』、『特別養護老人ホーム』、『その他一般診療を行わない』となる場合には、入力された情報は県民向けには公開されません。
- (4) 定期報告の登録内容を確認する場合、「更新履歴情報一覧」から確認するようにしてください。再度、「機関情報登録」から定期報告を選択し、登録内容の確認を行った場合、入力した情報が削除されてしまい、未入力となってしまいます。

医療法抜粋

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

パスワード等のお問合せについて（FAX連絡票）

- ※ 機関コードやパスワードを紛失された場合は、この連絡票に必要事項を記入し、所管の保健所あてに、このページをFAXでお送りください。（別添のお問合せ先一覧を参照）
- ※ 誤送付を防止するため、お手数ですが、電話での照会ではなく、FAXで連絡票を送信してください。
- ※ パスワードがお手元に届きましたら、このページを送った保健所までご連絡ください。

施設名称		担当者氏名	
TEL		FAX	
所在地	〒 —		

※県記載欄

送信者	発送チェック

定期報告簡易フローチャート

※詳細な操作方法については、関係者メニュー上部の「お知らせ」内に掲示されているマニュアルを御参照ください。

1 アドレスを入力

ブラウザのアドレス欄に「http://www.qq.pref.shizuoka.jp/」を入力


2 医療ネットしずおかトップ画面

「医療ネットしずおか」トップメニューの右下にある「関係者ログイン」をクリック

3 「機関コード」「パスワード」入力画面

- ① 「機関コード」「パスワード」を入力
- ② 「SSLモード」か「標準」かを選択し、「ログイン」をクリック
(機関コードは厚生局が発行する医療機関コードとは違います)

※前回ログインされた際に、「パスワードを保存する」とされた医療機関は、機関コード、パスワード入力画面は表示されず自動的にログインされますので4へ

機関コード:	※数字10桁を入力してください。
パスワード:	<div style="text-align: right;"><input type="text"/> ← <input type="button" value="反映"/></div> ※半角英数字と記号(#, \$, %, &, *, @, ¥)からなる8桁のパスワードを入力してください。大文字小文字は区別されます。 ※パスワードの内容を確認して入力したい場合は右欄に入力後、反映ボタンをクリックします。 (例)●●●●●●●● ← P@ssWord
 モード:	SSL(https) 標準(http) ※SSLにより、暗号化して通信を行う状態です。
	<input type="checkbox"/> パスワードを保存する ※保存すると、次回から機関コード、パスワードの入力を省略できます。
<input type="button" value="ログイン"/>	

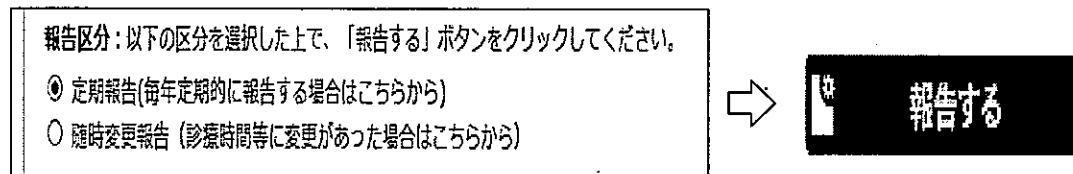
4 関係者メニュー

関係者メニューの、医療・薬局機能業務カテゴリにある「機関情報登録」をクリック



5 機関情報登録

報告区分「定期報告」を選択し「報告する」をクリック



6 入力する項目を選択

各項目が表示されます。入力状況が「未入力」の項目や登録完了となっていて内容を変更したい項目について「入力」をクリック

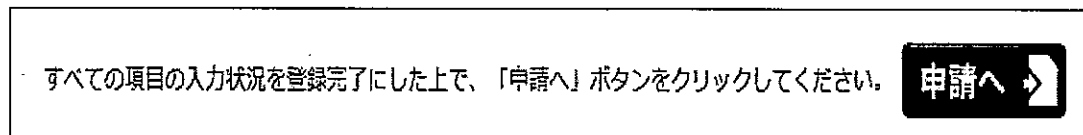
※各項目の入力方法

入力をクリック後、報告項目が表示されますので、内容の変更がないか等、確認いただいた上で、修正の必要がある場合は修正。

右上もしくは右下にある「登録完了」ボタンをクリック、「更新しますか?」と質問がでますので問題がなければ「はい」をクリック

7 申請

すべての項目の「入力状況」を「登録完了」にし、ページ右下にある「申請へ」ボタンをクリック。



「申請します。よろしいですか?」と質問がでるので問題なければ「OK」をクリック

※ 全項目の「入力状況」が「登録完了」になった時点で「申請へ」ボタンがクリックできるようになります。「申請へ」をクリックせず、終了してしまうと未報告となってしまいますので、ご注意ください。

8 連絡担当者

連絡担当者について入力項目が表示されますので、必要事項を入力後、「入力完了」をクリック「申請します。よろしいですか?」と質問が表示されますので問題がなければ「OK」をクリック。以上で報告が完了いたします。

※メールアドレスは、できる限り担当者の個人メールではなく、担当部署のメールにしてください。